

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

訓 令 甲

○職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による知事が認め
たものを定める規程

(人事課)

一

病 院 局

○病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

議 会

○宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

教 育 委 員 会

○職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による宮城県教育
委員会が認めたものを定める規程

人 事 委 員 会

○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

監 査 委 員

○宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十号

職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による知事が認めたものを定める規程を次の
ように定める。

平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による知事が認めたものを定める規程

ページ

1 職員給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号。以下「条例」という。)第二十三
条の二第五号に規定する任命権者が認めたものは、次に掲げるものとする。

一 給与の過払金に係る返納金

二 厚生に関する計画に基づいて実施される事業に参加するために職員が負担すべき費用

三 県又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する団体が発行する印刷物(購入に
ついて所属において取りまとめを行うものに限る。)の購入代金

四 職員相互の福利厚生又は親睦(まぐ)を主たる目的として所属、職、出身学校その他これらに類するも
のを単位として組織された団体の会費その他の費用

五 職員の職務に関連する学会その他これに類する団体の会費その他の費用

六 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の規定により登録された職員団
体の組合費及び当該職員団体が取り扱う共済契約に係る事務に要する費用のうち職員が負担すべ
きもの

七 東北労働金庫の定期積金及び貸付金の元利償還金

八 財団法人宮城県教育会館(昭和四十二年五月二十九日に財団法人宮城県教育会館という名称で
設立された法人をいう。)に対して支払うべき掛金及び貸付金の元利償還金

2 前項に掲げるもののほか、条例第二十三条の二第五号に規定する任命権者が認めたものは、次の
各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 職員の給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを
定める規程(平成二十二年宮城県教育委員会訓令甲第十二号)の適用を受けていた職員から引き
続きこの規程の適用を受けることとなった職員 職員の給与に関する条例第二十三条の二第五号
の規定による宮城県教育委員会が認めたものを定める規程第二項各号に掲げるもの(前項各号に
掲げるものに該当するものを除く。)

二 職員の給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による宮城県警察本部長が認めたものを
定める訓令(平成二十二年宮城県警察本部訓令第十八号)の適用を受けていた職員から引き続き
この規程の適用を受けることとなった職員 職員の給与に関する条例第二十三条の二第五号の規
定による宮城県警察本部長が認めたものを定める訓令第一項各号に掲げるもの(前項各号に掲げ
るものに該当するものを除く。)

附 則

この訓令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

病 院 局

○宮城県病院局管理規程第八号
病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

病院局職員給与規程(平成二十二年宮城県病院局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「平成二十一年十二月一日」を「平成二十二年十二月一日」に改め、同項中「平成二十一年十二月一日」を「平成二十二年十二月一日」に、「百分の三・八」を「百分の一・八」に改める。

附則第五項を附則第八項とし、附則第四項の前の見出しを削り、同項を附則第七項とし、同項の前の見出しとして、「(扶養手当等に関する経過措置)」を付し、附則第三項を附則第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員であつて、第九条第一項第一号及び第二号の承認を受けているものに関する読替え)

5 給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員であつて、第九条第一項第一号及び第二号の承認を受けているものに対する同条第二項の規定の適用については、同項中第十七条とあるのは、「附則第三十一項」とする。

(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員であつて、第九条第一項第三号及び第四号の承認を受けているものに関する特例)

6 給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員であつて、第九条第一項第三号及び第四号の承認を受けているものについての同項に規定する勤務時間一時間当たりの給与額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額(同条第一項第三号及び第四号の承認を受けている職員に係るものに限る。)から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額(合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の〇・七を乗じて得た額(給与条例附則第二十九項に規定する最低号俸に達しない場合にあっては、同項に規定する給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

附則第二項の次に次の一項を加える。

(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に関する読替え)

3 給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する前項の規定の適

用については、同項中「基礎額に」とあるのは、「給与条例附則第二十九項第一号に定める額に相当する額を減じて得た額から、その額に」とする。

附則

この管理規程は、平成二十二年十二月一日から施行する。

議 会

○宮城県議会訓令甲第四号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年十一月三十日

宮城県議会議長 畠 山 和 純

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程(昭和五十一年宮城県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
第十一条の五の次に次の一条を加える。

(給与からの控除)

第十一条の六 職員の給与からの控除については、別に定めるもののほか、知事の事務部に勤務する一般職の職員の例による。

附則

この訓令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会訓令甲第十二号

職員給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを定める規程を次のように定める。
平成二十二年十一月三十日

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸 一

職員の給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを定める規程

1 この規程は、宮城県教育委員会に属する次の各号に掲げる一般職の職員(以下「職員」という。)に適用する。

一 宮城県教育庁の職員

二 教育機関の職員

三 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百二十五号）第一条及び第二条に規定する職員

2 職員の給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号。以下「条例」という。）第二十三條の二第五号に規定する任命権者が認められたものは、次に掲げるものとする。

一 給与の過払金に係る返納金

二 厚生に関する計画に基づいて実施される事業に参加するために職員が負担すべき費用

三 県又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する団体が発行する印刷物（購入について所属において取りまとめを行うものに限る。）の購入代金

四 職員相互の福利厚生又は親睦を主たる目的として所属、職、出身学校その他これらに類するものを単位として組織された団体の会費その他の費用

五 職員の職務に関連する学会その他これに類する団体の会費その他の費用

六 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三條の規定により登録された職員団体の組合費及び当該職員団体が取り扱う共済契約に係る事務に要する費用のうち職員が負担すべきもの

七 東北労働金庫の定期積金及び貸付金の元利償還金

八 財団法人宮城県教育会館（昭和四十二年五月二十九日に財団法人宮城県教育会館という名称で設立された法人をいう。）に対して支払うべき掛金及び貸付金の元利償還金

九 みやぎ生活協同組合の出資金及び物品の購入代金

十 市町村が設置した宿舍の貸付料及び当該宿舍を使用するために必要な経費

十一 教育の振興、普及、調査研究等のために設置された団体の会費その他の費用

3 前項に掲げるもののほか、条例第二十三條の二第五号に規定する任命権者が認められたものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 職員の給与に関する条例第二十三條の二第五号の規定による知事が認められたものを定める規程（平成二十二年宮城県訓令甲第二十号）の適用を受けていた職員から引き続きこの規程の適用を受けることとなった職員 職員の給与に関する条例第二十三條の二第五号の規定による知事が認められたものを定める規程第一項各号に掲げるもの（前項各号に掲げるものに該当するものを除く。）

二 職員の給与に関する条例第二十三條の二第五号の規定による宮城県警察本部長が認められたものを定める訓令（平成二十二年宮城県警察本部訓令第十八号）の適用を受けていた職員から引き続きこの規程の適用を受けることとなった職員 職員の給与に関する条例第二十三條の二第五号の規定による宮城県警察本部長が認められたものを定める訓令第一項各号に掲げるもの（前項各号に掲げ

るものに該当するものを除く。）

附 則

この訓令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会

○宮城県人事委員会訓令第三号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の五」を「第八条の六」に改める。

第八条の五の次に次の一条を加える。

（給与からの控除）

第八条の六 職員の給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）第二十三條の二第五号に規定する任命権者が認められたものについては、職員の給与に関する条例第二十三條の二第五号の規定による知事が認められたものを定める規程（平成二十二年宮城県訓令甲第二十号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員訓令第二号

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

宮城県代表監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県監査委員事務局処務規程（昭和五十八年宮城県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(給与からの控除)

第十一条 職員の給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)第二十三条の二第五号に規定する任命権者が認めたものについては、職員の給与に関する条例第二十三条の二第五号の規定による知事が認めたものを定める規程(平成二十一年宮城県訓令甲第二十号)の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成二十二年十二月一日から施行する。